七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む」を「総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。」に改め、同条第三号及び第四号中「第二十九条の四第一項第二号イからトまで」を「第八十二条第二項第三号イからヘまで」に改め、同条第七号中「金融商品取引清算機関の」を削り、同条第八号を次のように改める。

八　金融商品債務引受業において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

第二条の二を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条及び章名を加える。

（訳文の添付）

第二条　法（第五章の三及び第百八十八条（金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者又は外国金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者に係るものに限る。）に限る。次条において同じ。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の議事録であって、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（外国通貨の換算）

第三条　法又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

第二章　金融商品取引清算機関

附則の次に次の別紙様式を加える。

別紙様式（第八条関係）

（日本工業規格Ａ４）

対象議決権保有届出書

平成　　年　　月　　日

金融庁長官　殿

商号、名称又は氏名　　印(イ)

本店所在地、住所又は居所　　(イ)

届出義務発生日　　平成　　年　　月　　日(ロ)

第１　提出者が対象議決権を保有する金融商品取引清算機関に関する事項

金融商品取引清算機関の商号	
本店の所在地	

第２　提出者に関する事項

１　提出者（対象議決権保有者）(ハ)

※　１　個人　　２　法人	
（ふりがな） 商号、名称又は氏名	
（ふりがな） 本店所在地、住所又は居所	〒

個人				
	生年月日　　年　月　日 ※　１明治　３昭和 ２大正　４平成	（ふりがな）		
		勤務先名称		
	職業	勤務先住所		

法人				
	設立年月日　　年　月　日 ※　１明治　３昭和 ２大正　４平成	（ふりがな）		代表者役職
		代表者名		
	事業内容			
事務上の連絡先及び担当者名				
		電話番号		

２　保有目的(ニ)

３　対象議決権保有割合

対象議決権保有者になった日	年　月　日
保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　％）

４　対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約(ホ)

第３　共同保有者に関する事項

１　共同保有者(ヘ)

※　１　個人　　２　法人	
（ふりがな） 商号、名称又は氏名	
（ふりがな） 本店所在地、住所又は居所	〒

個人			
	生年月日　　年　月　日 ※　１明治　３昭和 ２大正　４平成	（ふりがな）	
		勤務先名称	
	職業	勤務先住所	